

甲府市建設工事総合評価活用ガイドライン

令和2年 4月

甲 府 市

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が平成17年4月1日に施行され、公共工事の品質確保の促進を図るために、経済性を配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であるとうたわれた。そして、これを具体化するために、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が平成17年8月26日に閣議決定され、総合評価落札方式が位置づけられた。

本市では、平成19年12月に甲府市建設工事総合評価試行要綱を策定し、「品確法」及び「基本方針」に則り公共工事の品質確保を図っているところである。

本ガイドラインは、この要綱に基づき総合評価落札方式の活用の際のガイドラインを示したものである。平成20年3月の地方自治法施行令の改正に伴う改訂や平成23年1月における本格実施に伴う評価項目の改正等、必要に応じた改善を行っている。

今後、総合評価落札方式の活用状況や効果、運用上の問題点等を検証しつつ、逐次改訂を行い、総合評価落札方式の適切な運用と導入拡大を図っていく。

目 次

1.	総合評価落札方式の概要-----	P1
1-1	総合評価落札方式の意義	
1-2	総合評価落札方式の範囲	
1-3	総合評価落札方式の種類	
	(1) 特別簡易型(I)	
	(2) 特別簡易型(II)	
	(3) 簡易型(I)	
	(4) 簡易型(II)	
	(5) 標準型(技術提案型)	
	(6) 標準型(高度技術提案型)	
1-4	総合評価の対象工事の選定	
	(1) 工事規模と技術的難易度による適用範囲	
	(2) 技術的難易度表	
1-5	総合評価方式の主な手順	
2.	評価項目と評価基準の設定-----	P6
2-1	各タイプ共通の評価項目等	
	(1) 企業の技術力	
	(2) 企業の信頼性・社会性	
	(3) 評価項目及び評価点	
2-2	簡易型(I)の評価項目等	
2-3	簡易型(II)の評価項目等	
	① 数値方式	
	② 判定方式	
	③ 順位方式	
2-4	標準型(技術提案型)の評価項目等	
2-5	標準型(高度技術提案型)の評価項目等	
3.	総合評価落札方式における標準的な手順-----	P11
3-1	特別簡易型(I)・特別簡易型(II)・簡易型(I)・簡易型(II)の流れ図	
3-2	標準型(技術提案型)・標準型(高度技術提案型)の流れ図	
4.	技術提案等の取扱い-----	P13
4-1	技術評価の担保	
4-2	工事成績評定	
	(1) 加点	
	(2) 減点	
5.	総合評価による落札者の決定方法-----	P14
5-1	評価値の算定方法	
5-2	落札者の決定基準	
6.	学識経験者からの意見聴取-----	P15
6-1	意見聴取の目的	
6-2	意見聴取の時期	
6-3	意見聴取の方法	
7.	その他-----	P16
7-1	情報公開	
	(1) 入札前	
	(2) 入札後	
7-2	苦情処理	

1. 総合評価落札方式の概要

1-1 総合評価落札方式の意義

公共工事に関しては厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事といった粗雑工事の増加や下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

こうした背景を踏まえ、公共工事の品質の確保と向上を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2 総合評価落札方式の範囲

総合評価落札方式は、特に小規模な工事等、その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がない工事を除き、すべての公共工事において適用することを基本とす

1-3 総合評価落札方式の種類

(1) 特別簡易型(I)

技術的な工夫の余地が小さい小規模で一般的な工事に適用する。

技術力の評価を、「企業の施工実績」、「企業の社会性・信頼性」という客観的な項目により行い、価格と合わせて総合評価を行う。

(2) 特別簡易型(II)

技術的な工夫の余地が小さい小規模で一般的な工事に適用する。

技術力の評価を、「配置予定技術者の能力」、「企業の施工実績」、「企業の社会性・信頼性」という客観的な項目により行い、価格と合わせて総合評価を行う。

(3) 簡易型(I)

技術的な工夫の余地が小さい工事に適用する。

技術力の評価を特別簡易型の評価項目に加え、工事特性により施工計画(1項目)の提出を求め、価格と合わせて総合評価を行う。

(4) 簡易型(Ⅱ)

技術的な工夫の余地があまり大きくない工事に適用する。

技術力の評価を特別簡易型の評価項目に加え、工事特性により施工計画(2項目)の提出を求め、価格と合わせて総合評価を行う。

(5) 標準型(技術提案型)

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事に適用する。

技術力の評価を特別簡易型の評価項目に加え、工事ごとに工事内容を実現するために、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等に関する中から技術提案を求め、価格と合わせて総合評価を行う。

(6) 標準型(高度技術提案型)

特に高度な技術提案を要するもので、民間企業の優れた技術を活用することにより工事の価値の向上を目指すものである。

技術力の評価を特別簡易型の評価項目に加え、工事ごとに総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関する中から技術提案を求め、価格と合わせて総合評価を行う。

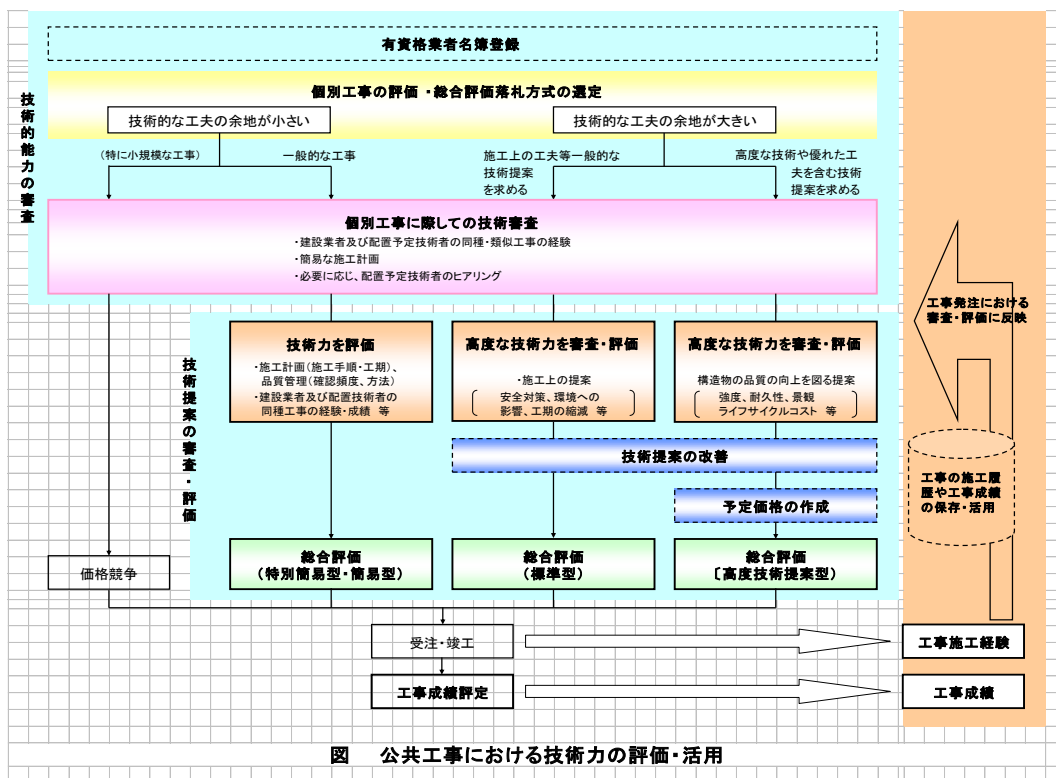
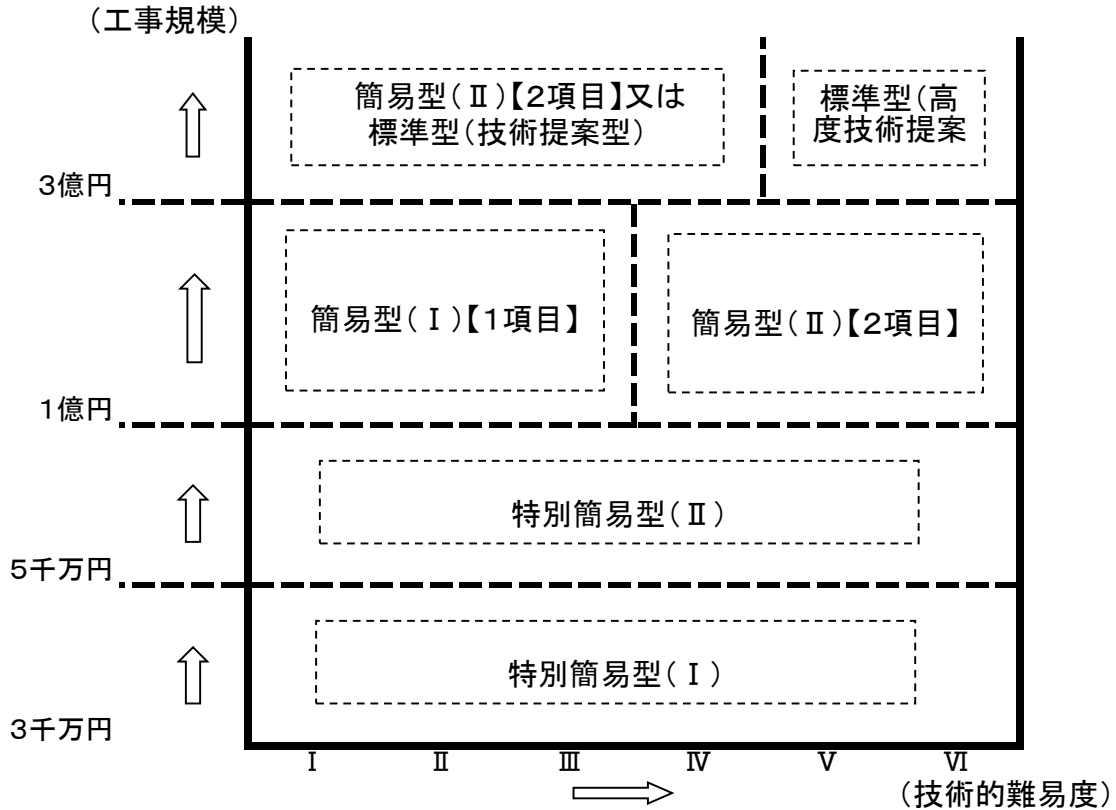


図 公共工事における技術力の評価・活用

1-4 総合評価の対象工事の選定

総合評価落札方式の実施にあたり適用する工事の選定及び特別簡易型(I)、特別簡易型(II)、簡易型(I)、簡易型(II)、標準型(技術提案型)、標準型(高度技術提案型)のいずれかを適用するかについては、当該工事の規模、技術的難易度、施工上の課題等(社会的要請、コスト縮減、工事目的物の性能、機能の向上)を考慮して選定する。

(1) 工事規模と技術的難易度による適用タイプ



【 】内は、求める施工計画の数

総合評価方式を適用するタイプは、公共工事の特性(技術的な工夫の余地)に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択するのが基本であるが、1億円未満の工事においては、上記の区分表により、特別簡易型(I)、(II)を適用できるものとする。

上記の区分表は、それぞれ隣接する区分を適用することを妨げるものではない。

また、単価契約等の軽易な工事や緊急工事については適用しない。

(2) 技術的難易度表

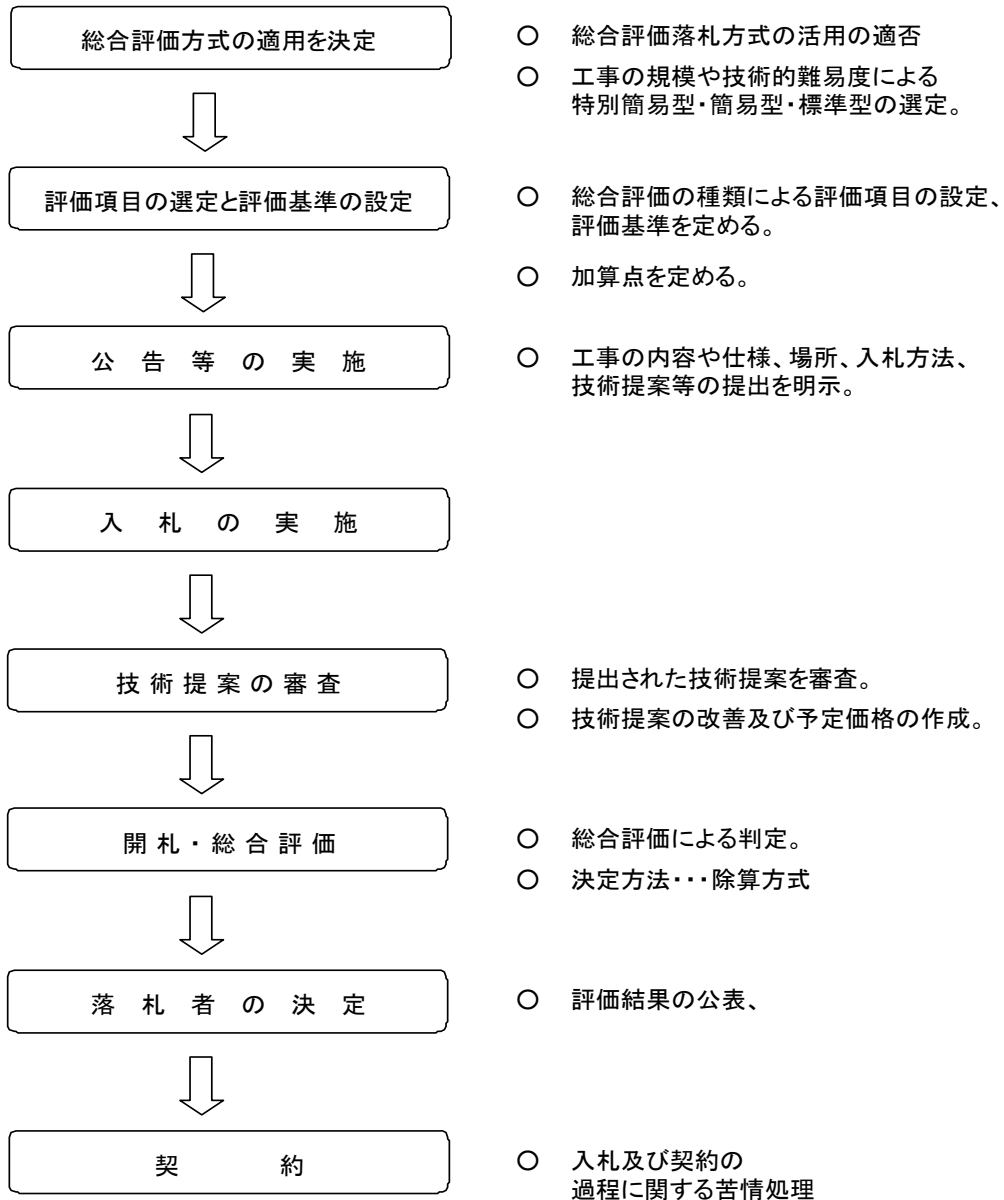
工事の技術的難易度評価については「山梨県工事技術的難易度評価実施要領」に基づき事業分類及び工事区別にⅠ～Ⅵにて評価されるもので、技術的難易度(Ⅰ～Ⅵ)の範囲は以下のとおりである。

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 下水道	管渠(開削工法・推進工法)、ポンプ場・処理場		易	やや難	難		
	管渠(シールド工法、トンネル工法)			易	やや難	難	
3. 砂防・治山・地滑り	流路工、治山ダム、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策、山腹工、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難		
5. 道路	舗装、道路附属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報Box、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB、林道開設		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

「建物機能別技術的難易度対応表」

建物機能分類	建 物 例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、学校、体育館、研修所、共同住宅、寄宿舎等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、図書館、病院、集会場等			易	やや難	難	特に難

1-5 総合評価方式の主な手順



2. 評価項目と評価基準の設定

選定した総合評価落札方式のタイプならびに工事の内容に応じて、評価項目、さらに各評価項目の評価基準、加算点の満点や評価点の設定を行う。

総合評価落札方式のタイプ別、加算点の標準と設定範囲は次のとおりとし、個別工事ごとに設定範囲内で加算点の満点を決定する。

総合評価の種類	加算点の満点の標準	設定範囲
特別簡易型(Ⅰ)・(Ⅱ)	10点	10点 ~ 20点
簡易型(Ⅰ)	20点	10点 ~ 30点
簡易型(Ⅱ)	30点	10点 ~ 30点
標準型(技術提案型)・ (高度技術提案型)	40点	20点 ~ 40点

2-1 各タイプ共通の評価項目等

(1) 企業の技術力

評価項目	評価基準
配置予定技術者の能力	
1 資格	1級施工管理技士等または技術士等 上記以外の工事施工等に係わる資格
2 同種工事の施工経験	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり 担当技術者として同種工事の実績あり その他
3 当該工種の工事成績評定 (※1)(※3) (甲府市発注工事)	評価区分「A」 あり 評価区分「A」 なし
4 当該工種の工事成績評定点の平均点	75点以上 70点以上75点未満 70点未満(成績実績なし)
5 継続教育(CPD)の取組	推奨単位以上の取得がある 取組なし又は取得単位が推奨単位未満である
6 登録基幹技能者の配置人数	1人もしくは2人以上 0人
企業の施工実績	
1 同種工事の施工実績	甲府市、県又は国・公団等の同種工事の実績 市町村・公営企業等の同種工事の実績 その他
2 当該工種の工事成績評定点の平均点 (甲府市発注工事)	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 60点以上70点未満又は成績実績なし 60点未満

	3 当該工種の優良 工事表彰の有無 (甲府市発注工事)	3 回表彰あり
		2 回表彰あり
		1 回表彰あり
		表彰の実績なし
	4 品質管理マネー ジメントシステ ムの取組	I S O 9 0 0 1 の認証を取得済み
		認証を未取得
自由設定項目		

(2) 企業の信頼性・社会性

評価項目		評価基準
地域精通度		
1	1 地理的条件 (企業)	施工実績あり
		施工実績なし
2	2 地理的条件 (技術者)	施工実績あり
		施工実績なし
地域貢献度		
1	1 災害協定	協定締結あり
		協定締結なし
2	2 ボランティア活 動	活動実績あり
		活動実績なし
3	3 障害者の雇用	雇用実績あり
		雇用実績なし
4	4 環境マネー ジメン	I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得済み
		認証を未取得
5	5 災害時の事業継 続力認定	認定あり
		認定なし
企業の取り組み		
1	1 若手技術者の育 成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技 術者として配置
		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置
		上記配置なし
事故及び不誠実な行為		
1	1 指名停止	指名停止 (3 か月以上)
		指名停止 (1 か月以上 3 か月未満)
		指名停止 (1 か月未満)
		指名停止なし
2	2 民事再生法又は 会社更生法	市民の信頼を損ね、市や債権者である市民に損害を与えた と認められるもの
自由設定項目		

(3) 評価項目及び評価点

共通項目について、共同企業体(JV)の場合は参加企業の全てを評価する。
 評価項目のうち、入札参加要件となっている項目については、原則的には選択しない。
 なお、評価点は総合評価実施要綱別記落札者決定基準の評価の基準を参考に工事ご
 とに定める。

2-2 簡易型(Ⅰ)・(Ⅱ)の評価項目等

簡易型(Ⅰ)の施工計画は、下表5項目から工事特性により1項目を選択する。
簡易型(Ⅱ)の施工計画は、下表5項目から工事特性により2項目を選択する。
その外は共通項目から工事特性を踏まえて選択する。

施工計画		
1 工程管理に係わる技術的所見 「〇〇に係わる技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	
	工程管理が適切である	
	未記入である、または不適切である	
	2 材料の品質管理に係る技術的所見 「〇〇の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切である
		未記入である、または不適切である
	3 施工上の課題に対する技術的所見 「〇〇の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切である
		未記入である、または不適切である
	4 安全管理に留意すべき事項 「〇〇に留意すべき〇〇」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている
		留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		留意事項が現地条件を踏まえ適切である
		未記入である、または不適切である
	5 施工上配慮すべき事項 「〇〇に配慮すべき〇〇」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている
		配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		配慮事項が現地条件を踏まえ適切である
		未記入である、または不適切である

施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が記述するものとする。

施工計画の評価は、評価項目の特性を踏まえ、数値方式、判定方式、順位方式によりまた、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設けて、この要求要件を満たしている場合のみに点を与え、満たしていない場合には加点しない方法もある。

なお、評価点は総合評価実施要綱別記落札者決定基準の評価の基準を参考に工事ごとに定める。

① 数値方式

短縮日数等の数値により評価点を与える。

最高の数値を計画した者に得点配分に応じた満点を与え、最低限の要求要件(標準案)の者を0点として、その他の者はそれぞれの計画値に応じて按分した点とする。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目に関して、3段階の階層と判定基準を設け、入札参加者ごとに判定しそれに応じた評価点を与える。

例えば3段階(優/良/可)での判定では、優を得点配分に応じた満点として、優:良:可=4:2:0の割合で評価点を与える。

③ 順位方式

数値化が困難な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により評価点を与える。入札参加者のなかで最上位者に得点配分に応じた満点を与え、最下位者を0点として、中間の者には、均等に按分して評価点を与える。

例えば入札参加者が4名の場合、得点配分を4点とすると、最上位:2位:3位:最下位=4:2.6:1.3:0となる。

2-3 標準型(技術提案型)の評価項目等

標準型(技術提案型)で求める技術提案及び評価点は、下表を参考に工事特性に応じて設定する。

評価は、前述の数値方式、判定方式、順位方式を参考に工事ごとに行う。

また、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができる。

その外は共通項目から工事特性を踏まえて選択する。

評価項目	評価基準
技術力(技術提案)	
1 安全対策	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
2 交通・環境への影響	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
3 工期の短縮	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
4 その他	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価

2-4 標準型(高度技術提案型)の評価項目等

標準型(高度技術提案型)で求める技術提案及び評価点は、下表を参考に工事特性に応じて設定する。

評価は、前述の数値方式、判定方式、順位方式を参考に工事ごとに行う。

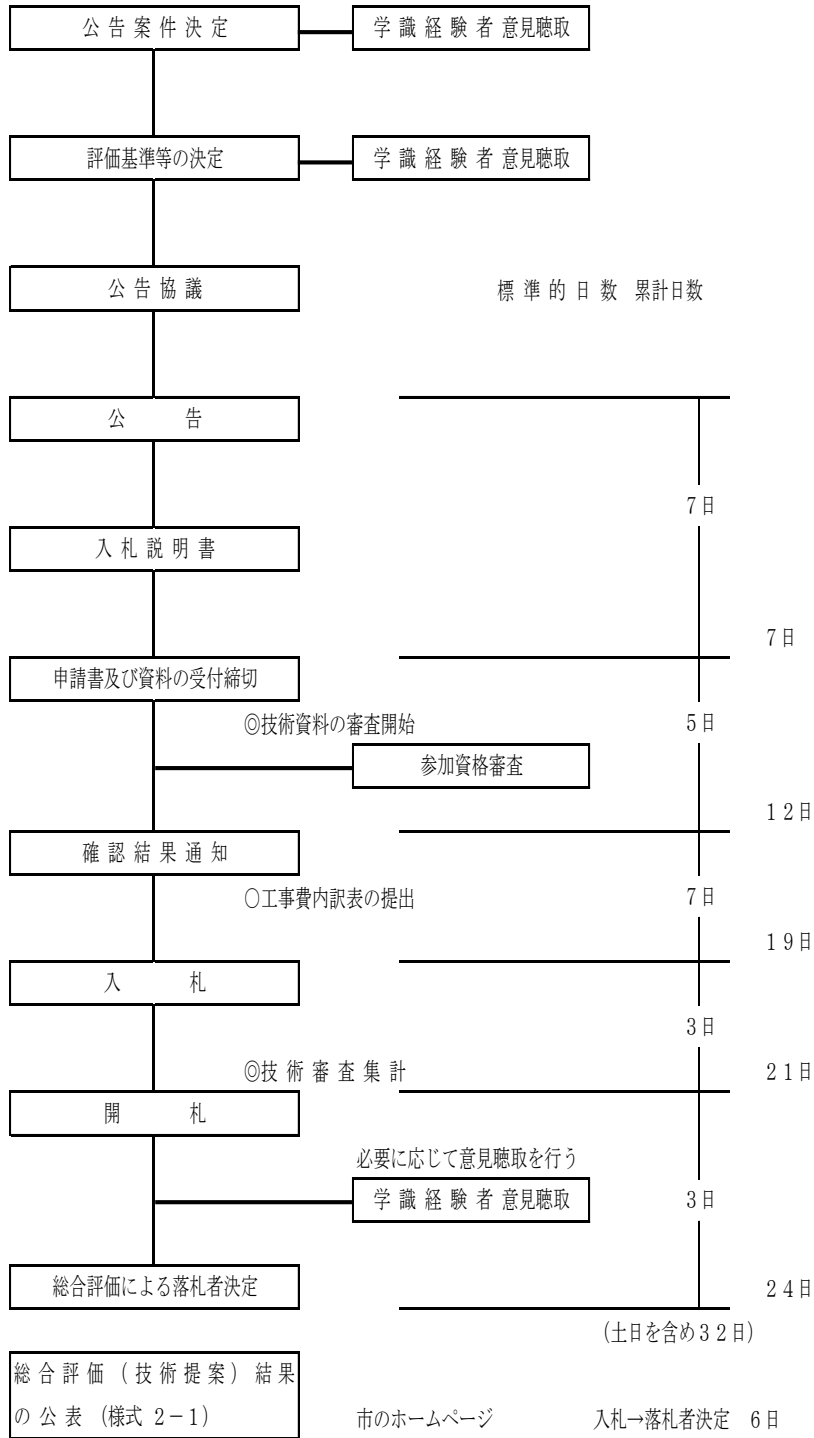
また、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができる。

その外は共通項目から工事特性を踏まえて選択する。

評価項目	評価基準
技術力(技術提案)	
1 総合的なコストの縮減に関する技術提案	ライフサイクルコスト ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
	その他 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
2 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	性能・機能 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
3 社会的要請への対応への対応に関する技術提案	環境の維持 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
	交通の確保 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
	特別な安全対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価
	リサイクル対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価

3. 総合評価落札方式における標準的な手順

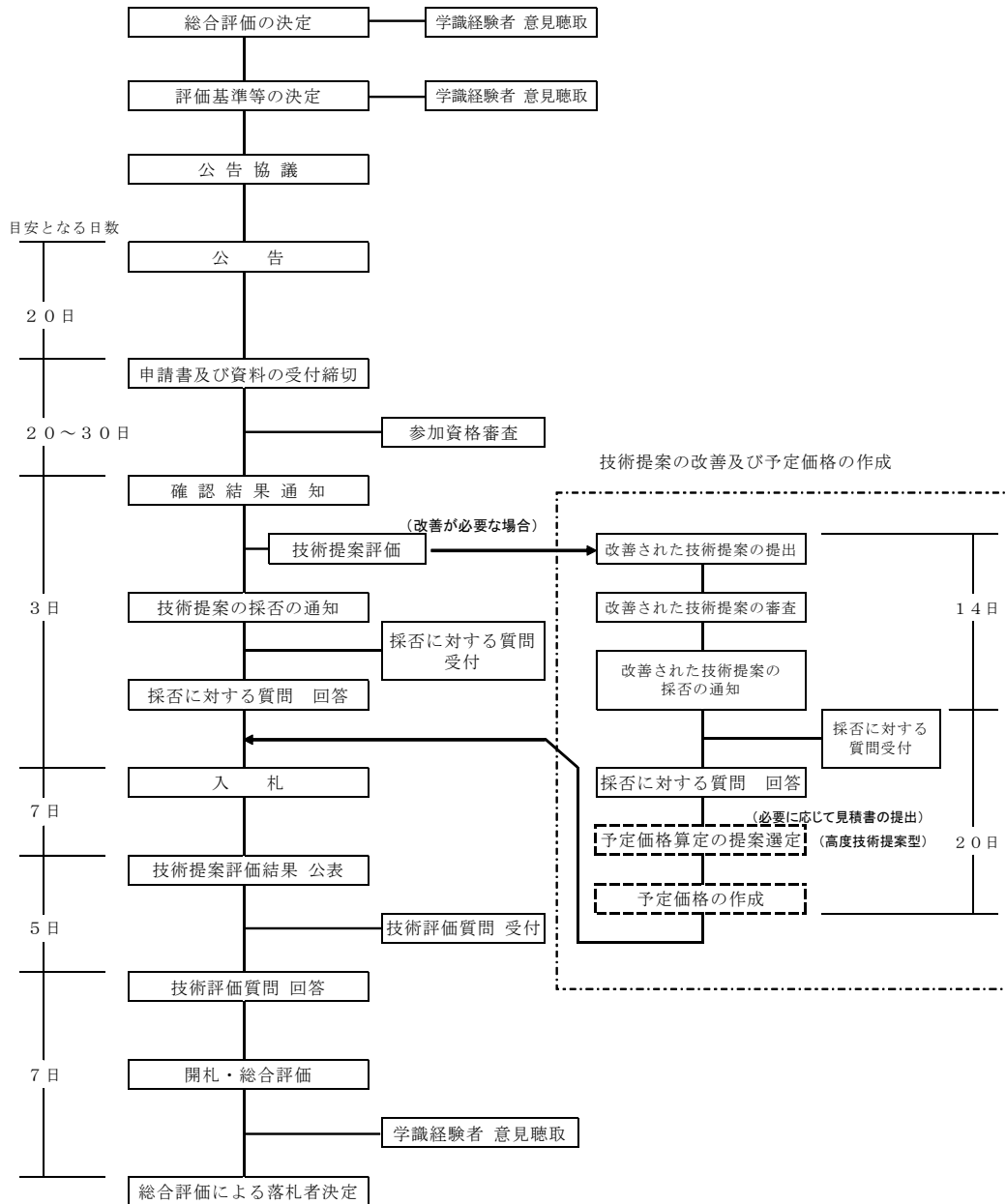
3-1 特別簡易型(I)・特別簡易型(II)・簡易型(I)・簡易型(II)の流れ図



3-2 標準型(技術提案型)・標準型(高度技術提案型)の流れ図

標準型に係る意見聴取については、技術提案の改善を求める場合及び技術提案の審査を踏まえて予定価格を作成する場合等、学識経験者に対して個別に意見聴取を行うが、必要がある場合には委員会方式による意見聴取を行うことができる。

ただし、落札者を決定しようとするときは個別に意見聴取を行う。



4. 技術提案等の取扱い

入札参加者から技術提案等を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすること、また提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすることなど、公務員の守秘義務等に則り、その取り扱いについて適正に対応すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合に通知することなく市が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明記する。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

4-1 技術評価の担保

総合評価方式で、採用された施工計画や技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図実際の施工に際しては、施工計画や技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、技術提案等を満たす施工を行わせるものとする。

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われなかった場合は、再度の施工を行う。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、必要に応じて、契約金額の減額や工事成績評点を減ずる措置等を行う。

なお、技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

4-2 工事成績評定

総合評価方式で、採用された施工計画や技術提案については契約内容となるため、竣工検査等の対象となる。よって、「甲府市工事成績評定要領」に基づき、的確に工事成績評定に反映する。

(1) 加点

総合評価で求めた技術提案は、落札者決定後に契約事項となることから、提案事項を履行することが標準であり、履行したことのみをもって加点することとはならない。ただし、技術提案の履行により著しい成果が得られた場合については、工事成績評定要領の高度技術・創意工夫で加点をすることができる。

なお、加点する場合は工事主管課内で合議の上、第一次評定者が加点するものとする。

(2) 減点

総合評価で求めた技術提案について、技術提案の内容を満たすことができなかった場工事成績評定の減点を行う。

減点については、達成度に応じて、工事成績評定要領の法令遵守を適用して行う。

減点する場合は工事主管課内で合議の上、第二次評定者が「法令遵守等」において減点する。

5. 総合評価落札方式による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価する。

また、評価値の算出方法は除算方式とする。

5-1 評価値の算定方法

(1) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は100点とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(2) 加算点については、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」の評価項目ごとに評価を行い、評価項目ごとの得点合計の最高の者に満点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点数を加算点として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計} / \text{評価点の合計の最高点}) \times \text{加算点の満点}$$

除算方式による技術評価点の計算例(参考)

標準点 (a)	100		
評価点の満点 (b)	30		
加算点の満点 (c)	10		
入札者名	A社	B社	C社
評価点 (d)	28	14	22
加算点 $e = c \times d / d_{\max}$	10	5	7.9
技術評価点 $f = a + e$	110	105	107.9

5-2 落札者の決定基準

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
- ③ 入札価格が低入札価格調査における調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしている
 - ③-1 評価点の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
 - ③-2 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

6. 学識経験者からの意見聴取

6-1 意見聴取の目的

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験者からの意見聴取を行う。

6-2 意見聴取の時期

- ① 総合評価方式を行おうとするとき。
- ② 総合評価方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ③ 総合評価方式による落札者の決定しようとするとき。

総合評価落札方式における標準的な手順に従い、総合評価方式によることの適否、落札者決定基準及び落札者の決定について意見聴取を行う。

上記以外のときにも、必要に応じ意見聴取を行うことができるものとする。

実際の運用にあたっては、①と③は同時期に意見聴取することも可とする。また、②については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、各学識経験者の了解に基づき省略できるものとする。

6-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、特別簡易型(Ⅰ)、特別簡易型(Ⅱ)、簡易型(Ⅰ)及び簡易型(Ⅱ)では2名以上の学識経験者より、直接の意見聴取を原則とする。

標準型(技術提案型)及び標準型(高度技術提案型)では、必要に応じて専門分野の学識経験者からも意見を聴くことができるものとする。

直接の意見聴取を原則とするが、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により、意見聴取することもできるものとする。

7. その他

7-1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札前

総合評価方式の適用工事では、公告及び入札説明書等において以下の事項を明記す

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②入札の評価に関する基準(評価項目、評価基準及びその得点配分)
- ③総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ④技術提案等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は「総合評価結果」を公表する。

公表する内容は様式に従い、参加者の入札価格、低入札の有無、失格基準の合否、総価値とする。

7-2 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

技術資料の評価については、開札前に「価格以外の評価結果」及び加算点を公表し、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。